

納付が困難な場合は 早めに相談！

税金は、市の公共サービスに欠かせない貴重な財源です。市民の皆さんの多くは納期限までに納めています、さまざまな事情で納期限までに納付できない方もいます。

市は、納期限までの納付が難しい特別な事情がある方に対し、通常の開庁時のほかに、毎月最終の木・日曜日に夜間・休日相談窓口を設けて相談を受けています。納税で困ったときは、早めにご相談ください。

問合先 税務課納税係 ☎ 35-4036

税金を納めないと…

●督促状などの文書の送付

納期限までに納付されなかった場合、督促状などの文書を送付します。これらの文書が届いたら必ず確認し、納付が難しい特別な事情がある場合はご相談ください。

●財産調査

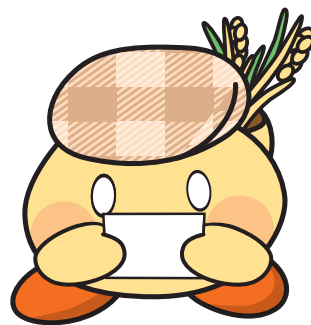
督促状の送付と同時に、財産調査を行います。勤務先や取引先、金融機関などに連絡したり、照会文書を送付したりします。財産とは、預貯金・給与・生命保険・売掛金などの債権や、物品などの動産、土地・建物などの不動産などの総称です。

●差押予告の送付

督促状が届いた後も納付や相談がない場合、差押予告を送付します。差押予告が届いてもなお納付や相談がない場合、強制的に財産を差し押さえます。

●財産の差し押さえ

差し押さえを行う時に勤務先や取引先、金融機関などに税金の滞納があることを知らせたり、突然自宅や会社などを搜索したりすることがあります。



相談が大事

相談がないと、本人の事情を市が把握できません。特別な事情で納期限までの納付が難しくなってしまった場合、相談の中で完納までの道筋を立てていきますが、相談がなければ対応することができず、法律に基づき差し押さえを行うこととなります。

早めの相談が、解決への一番の近道です。

12月は納税推進強化月間！ 夜間相談窓口を増設します

日程 12月12日(火)・13日(水)・14日(木)

時間 午後5時30分～8時

区分	相談窓口	窓口番号
市税	税務課納税係	8番
国民健康保険料	医療年金課保険料収納係	6番
後期高齢者医療保険料		
介護保険料	高齢介護課介護保険係	11番

毎月の夜間・休日相談窓口の日程は、折り込みのいきいきナビで確認してください

相談の際にあると便利！

- 給与明細、年金通知書など
収入がわかるもの
- 預金通帳

